

令和2年1月15日

安全の手引き



在ベネズエラ日本国大使館

TEL (58-212) 262-3435

FAX (58-212) 262-3484

I.	はじめに	P 3
II.	防犯の手引き	
	1. 防犯の基本的心構え	
	(1) ベネズエラ人(社会)の理解	P 3
	(2) 安全のための3原則	P 3
	(3) 安全に関する情報収集	P 4
	(4) 緊急時の連絡先の把握	P 4
	2. 最近の当地治安情勢	
	(1) 一般治安情勢	P 4
	(2) けん銃のまん延	P 5
	(3) テロ・ゲリラ等の情勢	P 5
	3. 防犯のための注意事項	
	(1) 各種犯罪に対する安全対策	P 6
	(2) 生活上の安全対策	P 9
	(3) 交通事情と事故対策	P 11
	(4) 暴動・クーデター対策	P 12
	(5) その他	P 13
	4. カラカス首都区内緊急連絡先	
	(1) 各種緊急通報先	P 14
	(2) 病院	P 14
	(3) 大使館連絡先	P 14
III.	在留邦人用緊急事態対処マニュアル	
	1. 平素の心構え・準備	P 14
	(1) 連絡体制の整備	P 14
	(2) 一時避難場所及び緊急避難先	P 15
	(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備	P 16
	2. 緊急時の行動	P 16
	(1) 安全確保及び情報収集	P 16
	(2) 国外への退避	P 16
	(3) 大使館への通報等	P 17
	3. 緊急事態に備えてのチェックリスト	
	(1) 旅券、身分証明書等	P 17
	(2) お子さんを伴っての出国	P 18
	(3) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード	P 18
	(4) 自動車の整備等	P 18
	(5) 携行品の準備	P 18
IV.	おわりに	P 19

I はじめに

本小冊子は、ベネズエラにお住まいの邦人の皆様方及びベネズエラを訪問される邦人の皆様方が、犯罪被害に遭遇する可能性を少しでも排除することを目的として作成しました。この手引きにつきまして、お気づきの点等がございましたら大使館までご連絡下さい。

「在留届」の提出、「たびレジ」登録のお願い

海外に3ヶ月以上滞在する場合には、大使館に「在留届」の手続きをお願いします。これは、皆様方の居住実態を把握し、大使館の様々な行政サービスの基礎資料として活用するためのもので、特に、緊急事態発生時に連絡等をする上で極めて重要な資料となりますので、変更がありましたら、速やかに大使館に届けて頂くようお願いします。また、3か月未満の短期渡航者の方は、滞在予定をオンライン登録できるシステム【外務省海外旅行登録「たびレジ」】の登録をお願いします。

●オンライン在留届、「たびレジ」登録 → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

II 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

海外生活の基本的な心構えとしては、平素から、皆様ご自身で安全対策に関心を持ち、適度な警戒心を維持することにあります。まずは、「自分と家族の安全は自分達全員で守る」という意識が必要です。犯罪の予防対策が、最大の危機管理であり、何事も、最悪の事態を考え『悲観的に準備』しつつ、『慎重に行動する』ことが肝要です。なお、当国において、皆様方が不幸にも各種事件・事故に巻き込まれた場合は、大使館として、早急に必要な援助措置をとる体制を整えていますので、速やかに、大使館までご連絡下さい。

(1) ベネズエラ人（社会）の理解

ベネズエラの歴史、風俗、習慣、文化、道徳、国民性等を正しく理解することが肝要です。例えば、夜間の一人歩きはベネズエラ人でも、ほとんどしていません。また、各種治安機関の信頼性が、必ずしも高くないといった面もあります。こうしたベネズエラの治安についての常識を踏まえた上で、自己防衛手段を講じることが肝要です。

(2) 安全のための3原則

海外での安全対策の基本は、

『常に用心を怠らない』

『行動の固定化を避ける』

『目立たない』

の3原則を遵守することにあると言われてしています。

犯罪に遭う時期としては、「現地の生活に慣れてきた頃」、「帰国間際の頃」が多いようですが、心のどこかに油断が生じて、行動となって現れることが原因となっています。従って、日頃から同僚や家族と上記3原則について確認し合い実践することが肝要です。

(3) 安全に関する情報収集

安全の基本に関する情報収集は、海外で生活する上で欠かすことの出来ないトラブル防止策です。普段から、現地の新聞、インターネット、テレビ等のマスコミ情報及び大使館からの安全情報等に関心を払い、現在自分がどのような状況下に置かれているのかを把握する必要があります。また、大使館では、皆様の安全確保に資するべく各種治安情報、犯罪情報を、「安全情報」として、可能な限りタイムリーに【外務省海外旅行登録「たびレジ」】で発信するようにしています（大使館ホームページにも同時掲載しています）。「安全情報」受信をご希望の方は外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録して下さい。

(4) 緊急時の連絡先の把握

大使館、警察、消防、会社関係、病院、信頼できる友人等の連絡先及び各種緊急連絡網について、日頃から整理し、いざという時に使用できるようにしておきましょう。また、それら連絡網に変更はないか定期的に点検することも、怠ってはいけません。

2. 最近の当地治安情勢

(1) 一般治安情勢

ベネズエラは、中南米の中でも、特に治安の悪い国の一つとされてます。治安当局によれば、2016年をピークとして、殺人、強盗、誘拐事件等の凶悪犯罪は減少傾向にあります。依然として高い数値で推移しています。

これらの凶悪犯罪は、昼夜問わず発生しており、夜間だけが危険とは言えない状況です。

当国では犯罪発生件数に関しては、政府の統計が公表されていないため、その正確な実態は不明ですが、誘拐事件に関して言えば、専門家の調査では毎月平均約200件程度発生しているとされており、富裕層や外国人が狙われる傾向があります。

ベネズエラにおける国内・国外テロ組織の活動実態については不明です。報道によれば、ヒズボラがイスラム系住民に浸透を図り、資金調達を行っているとの情報があります。また、コロンビア・ゲリラ（ELN, FARC）等が国内に潜伏しているほか、密輸等に従事している旨の報道がなされています。また、国内過激派（ボリバル解放戦線（FBL）等）の存在が確認されているほか、近年では、政権支持派武装組織（コレクティブ）の動向も注目されています。特に与野党対立の悪化を背景に死傷者が発生したこともあるので注意が必要です。

過去に発生した爆発物事案の詳細は、

別紙1「当国における最近の爆弾事件」

のとおりです。

(2) けん銃のまん延

ベネズエラでは、けん銃等の銃器の所持は、禁止されていますが、過去には許可制に基づいて所持が許されていたので、国民の多くはけん銃を所持していると思われます。さらに、違法に取引された銃器や自家製けん銃、改造けん銃などが、依然として相当数出回っています。そして、殺人、強盗、誘拐等に使用される凶器の90%以上がけん銃等の銃器となっており、特に、ここ数年は、カラカス首都区における銃器を使用した短時間誘拐や自動車強盗が大きな社会問題となっています。また、治安機関が犯罪者と対峙した場合には、犯罪者グループとの銃撃戦が始まり、一般市民が巻き添えを喰い、被害を受ける場合も少なくありませんので、カラカス首都圏内の移動には細心の注意を払ってください。

(3) テロ・ゲリラ等の情勢

薬物犯罪については、ベネズエラが、コロンビア、北中米、ヨーロッパ、西アフリカ等への中継地となっているため、国内でも密売が増加しています。特に、セントロ地区の路上では、公然と麻薬類が販売されていますが、ベネズエラの薬物犯罪に係る法定刑罰は、日本及び諸外国と比べても、極めて厳しいものとなっているので、絶対に薬物に手を出してはいけません。また、最近、マイケティア国際空港において、知らない人から預かった荷物に麻薬等が隠されていたため逮捕される事件が多発しています。決して、知らない人から荷物等を預からないようにして下さい。

3. 防犯のための注意事項

2012年から2019年の在留邦人、旅行者等が実際に遭遇した主な事例は、別紙2「主な邦人・日系企業被害事例（2012年～2019年分）」を参照して下さい。なお、誘拐事件につきましては、

別紙3「外交団を対象にした主な身代金目的誘拐事件」を参照して下さい。

不幸にして、犯罪の被害に遭われた場合には、911番（緊急電話番号）に電話を掛け警察官を呼んでください。しかし、警察官は、被害者の保護、犯人の捜索、逮捕等、初動措置は行いますが、被害届の受理はしませんので、被害届を出す場合は、事後に被害場所を管轄するC I C P C（内務司法省科学刑事犯罪捜査機関）の支部に出向く必要があります。被害品に保険を掛けていた場合、同請求に際しては、「被害届受理証明書」が必要となりますので、同所に赴き、被害調書を作成してもらわなければなりません。当国警察の証明書は、日本のそれと異なり、被害品の全てを詳細に記載する訳ではありませんので、保険請求に必要な物品が記載されているかを確認することが必要です。

(1) 各種犯罪に対する安全対策

日本のビジネスマン及びその家族は、その身なりから、「金持ち」と見られ、犯罪者の標的になりやすいので気をつけて下さい。また、日本人から見て、中級の車であっても高級車として取り扱われます。これら車両を強盗・窃取した後、他国に密売する組織も摘発されています。

ア. 犯罪発生状況

深夜より昼間の発生件数が多くなっていますが、これは、夜間から深夜にかけては、危険すぎるため外出している者が少ないためです。夜間から深夜にかけての外出は、犯罪に遭う可能性が極めて高いので極力避けて下さい。

イ. 誘拐事件対策

誘拐事件対策は、以下のとおりですが、ベネズエラで日本人被害の誘拐事件が発生した場合は、日本国内で発生する場合と異なり、警察機関の信頼性、保秘対策等、難しい問題があります。大使館としては、人命第一に、問題解決のために最大限の努力を払うこととしておりますので、家族等が不幸にも、事件に巻き込まれた場合は、速やかに大使館までご連絡下さい。

○ 誘拐の「標的」にならないため、以下の3原則を実行して下さい。

3原則：「用心を怠らない」「行動を予知されない」「目立たない」

○ 誘拐の兆候を発見することが大切です。

常に、身の回りの変化に注意する（郵便物の開封、不審電話、観察、尾行等）。

犯人側に、自分が注意を払っていることをアピールすることも重要です。

○ 決まった行動は、できる限り避けて下さい。

通勤ルート及び外出時間を時々変更するなどの工夫をして下さい。

○ 華美な服装や時計、宝石など装飾品は、外部では決して身につけないようにして下さい。

○ できる限り複数での行動を心掛け、人通りの多い場所を選んで行動して下さい。

○ 不審な後続車がないか注意を払いましょう。

○ 軽微な物損事故に注意して下さい（人通りの少ない場所で、相手側から故意に衝突されるといった事故で、複数の男性が乗車している場合は、特に注意が必要です）。

○ 住宅(アパート)の警備体制(警備機器、警備員等)の再点検を行って下さい。

○ 不審に思ったら、家族、会社、友人、大使館等に相談しましょう（事案に応じ、身辺警護員の利用、警察への相談等を考慮する）。

○ 新たに使用人を雇う場合は、信用のおける知人からの紹介等、身元がしっかりした人物を選ぶことをお勧めします（長期間雇用していても完全には信用できないこともあります）。

○ 車両に乗り込む際及び車両から降りる際は、特に周囲の状況に注意して下さい。

○ スーパー等で、クレジットカードやドル紙幣などで商品を購入する際は、監視されて

いないか、周囲の状況に注意を払って下さい。

- 犯人側が納得するだけの、ある程度の現金を所持しておく和良好的でしょう。
- いわゆる流しのタクシーは、利用しないで下さい。
- 銀行へはできる限り複数で行き、周囲の状況に注意をしつつ、素早く行動して下さい。
- 短時間誘拐で被害発生率が高いのは、男女問わず一人で行動している時です。

ウ. 強盗対策

- 危険と言われている地区には、行かないで下さい（特にリベルタドール市内、スクレ市ペタレ地区及び貧民街等）。
- 強盗、殺人、誘拐事件は、昼夜問わず発生していますので、車両での移動を基本とし、単独での行動は避けて下さい。
- スーパー等の駐車場においては、車両に乗り込む前に、少し離れた場所から周囲を警戒して、不審者が居ないことを確認して下さい。
- 乗車中は必ず窓を閉め、ドア・ロックを施して下さい。特に信号待ち等で停車中は、周囲の状況に気を配って下さい。
- 目立たぬ車両・服装で行動することをお勧めします（腕時計、携帯電話にも注意して下さい）。また、深夜・早朝の外出は極めて危険ですので避けて下さい。
- 物の配達等、見知らぬ来訪者に対しては、安易にドアを開けないで下さい。
- 万が一強盗事件に遭遇した場合には、犯人がけん銃を携帯している可能性が高いため、絶対に抵抗してはいけません。常にある程度の現金を携帯し、万が一の場合は、それを渡す方法もあります。
- バスや地下鉄の利用は極力避けて下さい。やむなく利用される場合は、バス内及び地下鉄駅構内は、特に注意して下さい。
- 二人乗りのバイクによる強盗被害が多く発生していますので、注意して下さい。
- iPhone 等スマートフォンは、特に狙われやすいので、屋外では使用しないで下さい。

エ. 窃盗対策

- 住居の裏口といえども、複数の鍵を付けるか、上下左右にストッパーの出るマルチロック錠を付けることをお勧めします。
- 「レハ」と呼ばれる鉄格子扉を取り付け、二重扉にすることをお勧めします。
- 昼間在宅中でも必ず施錠して下さい。
- 「鍵」の保管場所に十分注意し、人目に付く場所に放置してはいけません。また、たとえ使用人といえども油断することなく、複製等されないよう十分管理して下さい。万が一紛失した場合には、すぐに錠を交換するようにして下さい。
- 買い物はできるだけ警備員の配置された駐車場のある店舗で行って下さい。防犯カメラが設置された駐車場であれば、その近くに駐車するとより安全です。短時間でも、駐

車する場合には、ハンドル固定装置、シフトレバー固定装置、警報装置等の盗難予防装置をセットするように心掛けて下さい。

- 車内に外から見えるような状態で鞆・荷物等を置いてはいけません。
- 万が一の為に、自動車保険、盗難保険に加入しておくことをお勧めします。

オ. スリ対策

- 地下鉄内には、携帯電話などを狙ってスリを行う窃盗グループが多数います。極力地下鉄の使用は避けて下さい。
- 現金、貴重品は分散して所持するといいでしょう。
- 財布はできるだけ内ポケットやカバンに入れ、ズボンの後ポケット等、盗まれ易い場所には入れないで下さい。
- 最近では、携帯電話を対象としたスリ事件も発生していますので注意して下さい。

カ. ひったくり対策

- 目立つ服装で、高価な時計やアクセサリーを身に着けて外出することは非常に危険です。
- ハンドバックは手で抱えるようにして、車道の反対側に持つことをお勧めします。
- 車道寄りの歩行は危険です。
- バイクの二人乗りによる後方からのひったくりに注意して下さい。
- 車両の進行方向と反対の方向に歩くようにすると良いでしょう。

キ. 空港における各種事件対策

- 空港（特にマイケティア国際空港）は、他国の空港と比べ極めて犯罪の多い危険な場所であることを認識して行動して下さい。
- 空港への送迎は、会社、家族、友人、知人等に依頼して下さい。
- 空港内のトイレは、できる限り複数で利用して下さい。
- ポーターを利用する場合は、空港の身分証明書を有しているか確認して下さい。
- 早朝及び深夜において、空港付近の交差点で信号待ちする場合には、周囲の状況に注意して下さい。
- 出張者等で面識のない人を迎える場合、あらかじめ出迎え者の氏名、服装、携帯電話番号、合言葉等を伝えておくといいでしょう。
- 安易に他人の荷物を預かってはいけません。また、自分の荷物から絶対に目を離さないようにして下さい。

ク. 不良警察官（国家警察：PNB）、不良軍人（国家警備軍：GNB）対策

- 外出する場合は、言いがかりを付けられないよう、身分証明書（Cedula de Identidad）、

パスポート等を必ず所持しておきましょう。

- 2018年10月から、空港等での入国審査を国家警察が担っており、実際に制服を着た警察官から、「所持金を確認させろ。嘘をついたら刑務所行きだ。」などと脅された邦人の被害が起きています。
- 暴行、恐喝等の不法な行為がありましたら、日本大使館に連絡をとるよう警察に依頼して下さい。
- 危害を加えられることがありますので、例え言いがかりを付けられた場合でも強く抵抗しないようにして下さい。

(2) 生活上の安全対策

ア. 住居の選択

- 「キンタ」と呼ばれる一戸建住宅よりも、警備体制の完備した「アパート」で、できれば3階以上（日本式階層）の中階層が比較的安全です。
- 24時間体制で複数の警備員が人や車の出入りを監視しているアパートをお勧めします。
- 四方を高い壁で囲み、高圧電線、忍返し等が施してある場所がより安全と言えます。
- 貧民街に隣接せず、また孤立せず、ある程度交通量がある場所が良いでしょう。
- 住居（アパート）の出入り口付近に街灯等がある、明るい場所を選ぶと良いでしょう。
- 不動産業者等を通じて、過去の犯罪例を確認し、被害の少ない地域を選択されることをお勧めします。

イ. 住居の設備

- 出入り口の扉の鍵は複数にする他、容易に複製できない鍵を取り付けて下さい。また、鍵の管理を怠ってはいけません。
- 新たに入居する際や使用人を変えた場合には、鍵を交換することをお勧めします。
- 出入り口は、鉄格子の扉を追加して二重扉にする他、ドアスコープ、ドアチェーンを取り付けると良いでしょう。
- 侵入される可能性のある窓には、鉄格子を付けて下さい。
- 寝室に内鍵を付ける他、寝室部分と居間・食堂等との間にはもう一枚の扉をつけ、寝室を避難室として利用可能にすると、より安全です。

ウ. 駐車場

- 駐車場出入口に警備員が常駐しているか、常駐していない場合でも、警備員の目の届く場所からリモコン等で、門扉の開閉が可能な住居（アパート）を選択することをお勧めします。
- 自宅の駐車場といえども、車の施錠、盗難防止装置等を確実に施して下さい。

- 駐車場に入る際には尾行車両がないか、駐車場周辺に不審人物（車）がないか確認することが重要です。

エ. 外出

- 家族や信頼できる者に外出先、帰宅時間を知らせておいて下さい。
- 携帯電話を持っていく場合、常に充電された状態で携帯して下さい。また、iPhone等のスマートフォンは特に狙われやすいので、人目に付かないように携帯するなど、十分注意して下さい。
- 高価な貴金属類は、できる限り身につけないようにして下さい。
- 夜間に外出する場合、不在を察知させない為、窓に面する部屋に灯りをつけておく効果的です。
- 夜間、徒歩による外出は絶対にやめて下さい。
- たとえ短時間の外出でも、必ず施錠する習慣をつけて下さい。
- 長期間自宅を不在にする場合には、その旨を必要な人にのみ教え、定期的な住居の点検を依頼すると良いでしょう。
- 車のガソリンは常に満タン状態にしておく良いでしょう。

オ. 使用人

- メイド、運転手等の使用人を雇用する場合には、その身元に関して、できる限りの調査を行って下さい（過去に日本人が使用していた者を雇用するのも一案です。）。
- 雇用が決まった際には、必ず、先方の身分証明書のコピーを取っておいて下さい。
- 使用人の目の届く場所に貴重品等を置かないで下さい。
- 過去に、使用人が手引きをした強盗事件、誘拐時間等が発生していることを念頭に置き、必要以上に家族の事、行動予定等を話さないようにしましょう。
- 信頼関係ができ上がっても、「鍵」は、預けない方が良いでしょう。
- 使用人の家族、友人等を自宅内に入れないように指導して下さい。
- 帰国、転勤が決定しても、早急には伝えない方が良いでしょう。

カ. 来客

- 玄関の鍵は常に施錠しておくとともに、玄関付近は常に適度な明るさを保つよう工夫して下さい。
- 身元の判らない来客については、いかなる場合でも扉を開けないよう心がけましょう。
- 扉を開ける場合は、ドアスコープ等で必ず外部を確認してから行って下さい。
- 電気器具、水道等を修理する場合には、家族や知人等の紹介により信頼できる業者を選択する他、事前に業者に対して、来訪する者の氏名を確認しておいて下さい。
- 贈り物、配達品等が届いた場合にも、送り主等を確認し本物の配達人であるかどうか

確認して下さい（品物を外に置かせ、鉄格子越しにサイン等を行うことが望ましい）。

キ．電話

- 緊急事態対応のため、固定電話と携帯電話の両方を準備しておきましょう。
- 受話器を取る際には、自ら名前を名乗らず、相手方に名乗らせるよう工夫して下さい。
- 電話番号は信頼できる人以外には教えないで下さい。
- 間違い電話の場合、その旨のみを伝え、自らの名前は名乗らない方がいいでしょう。
- 不審な電話（無言電話やすぐに切れる電話）の場合には、相手が、こちらの動向を確認している場合があることを念頭に置き、ただちに受話器を置いて下さい。不審電話が続くようであれば、電話番号を変更することをお勧めします。
- 緊急の際に必要な電話番号は、常に電話機の側に備えておいて下さい。
- 最終の避難場所である主寝室には必ず電話を設置するか、携帯電話を持ち込んで下さい。

ク．ホテルの利用

- 格安ホテル（特にリベルタドール市内）では、強盗や窃盗事件が多発する確率が高いため、値段よりも安全性に重点を置き、信頼できるホテルの利用をお勧めします。但し、高級ホテルであっても、レストランでの置き引き、ホテル関係者による客室荒らし、クレジットカード使用時のスキミング被害等が発生しているため、注意が必要です。
- ホテルの室内でも盗難事件が発生しているため、「貴重品預かり」や「セーフティーボックス」を利用して下さい。
- 訪問者については、たとえ警察官であっても、訪問理由等を十分に確認し、不審な点がある場合は、フロントに照会するなど、安易にドアを開けてはいけません。

(3) 交通事情と事故対策

ア．ベネズエラの交通事情

- ベネズエラの交通マナーは日本と比べるとかなり悪く、信号無視、追越し車線からの右折、ウインカーなしの急な進路変更、ブレーキランプの故障等、交通法規が遵守されない場合が多々見られます。
- 信号機の故障、道路の交通標識不足も目立ちます。
- カラカス首都圏内は、一方通行、坂道、入り組んだ道路、行き止まり等が多く、ときに道路を逆行する車もあり、危険な場合があります。
- 道路の補修が行き届いておらず、所々に穴があいている（マンホールのフタがないところもあります）所がありますので、慎重な運転が必要です。
- 雨期になると道路に水があふれることがあり、故障車、事故車等で大混雑することがあります。悪天候時の走行には、十分な注意が必要です。

イ. 車両運転時の注意事項

- 運転免許証，自動車所有者証，健康診断証，自動車保険証，身分証明書等を必ず携帯して下さい。
- 犯罪の約6割は公道上で発生しています。公道に出るとあらゆる犯罪に巻き込まれる可能性があることを認識し，周囲に十分注意することが必要です。
- 交通法規を無視する車両が多いため，自己防衛的に運転するよう心掛けて下さい。

ウ. 事故を起こした場合の措置

- 事故を起こした場合は，どのような交通渋滞になろうとも自動車はそのままにして動かさず，まず，警察（9 1 1 番）に連絡することが必要です。ただし，チャカオ市警察以外は，警察官の到着まで1時間から2時間かかる場合もあります。相手の車種，塗色，ナンバー，氏名，運転免許証番号，目撃者がいたら，その氏名，電話番号等をメモしておくとして後日のトラブル発生時に役に立ちます。また，事故直後は動揺しているので，同僚や保険会社等に現場に来てもらうといいでしょう。
- 事故の相手方に，自分の非を認めるような謝罪はしないようにしましょう（警察に不利な事故調書を作成されてしまうケースがあります）。
- 警察が到着すると，運転免許証，自動車所有者証，健康診断証，自動車保険証，身分証明書等の確認の後，事故の状況を簡単に記載させられます。その後，事故の状況を記載した用紙と今後の手続きを記載した説明書を手渡されますので，保険会社にその旨を通報して下さい。
- 指定された銀行に事故証明書の手続き料を振り込んだ後，指定された日（平日）以降に交通警察へ事故車両と共に出頭しなければなりません（事故証明書が入手できるのは，更に数日後になります）。その後は保険会社と打ち合わせを行い，修理することになります。

（4）暴動・クーデター対策（下記Ⅲもあわせご参照ください）

ベネズエラでは，1989年2月にカラカス大暴動，1992年2月及び11月にクーデター未遂事件，2002年4月に一時的な政変（4月14日前政権に再復帰），2019年4月に反政府決起の試みが発生しています。従って，平素から暴動，クーデター等の関連ニュースに関心を払うとともに，2週間程度の食料や飲料水，トイレトペーパー等の生活必需品の購入，懐中電灯・電池，短波ラジオ等も準備しておくことが望ましいといえます。また，緊急避難のために，旅券や必要な外貨（ドル現金等）も準備しておきましょう。

ア. 心構え

- 政情に関心をもち，テレビ，新聞，ラジオ等から常に最新の情報を入手し，集会，デ

モ行進等，群衆の集まる危険な場所へは近づかないようにして下さい。

- 在留邦人相互間の緊密な連絡，テレビ，ラジオ（NHKワールド、ラジオ日本）の聴取，大使館への問い合わせ等により，正確な情報を把握するように努めましょう。
- 平静を保ち，群集心理に巻き込まれないようにして下さい。

イ．大使館への通報

- 入手された情報のうち，在留邦人全体に知らせる必要があるものは，随時大使館へも通報をお願いします。

ウ．緊急避難

- ベネズエラの地理的条件，空港等への経路から，緊急事態発生の際は，一時的に「緊急避難」よりも「自宅待機」を選択する可能性が高いものと思われます。
- 「緊急避難」に至るには，情報を収集後，「情報分析段階」→「待機段階」→「移動段階」と3つの段階がありますが，事件の発生を知った時点では，最悪の事態を想定して将来の指示に備えて事務所あるいは自宅にとどまり，事態の推移を見守るようにして下さい。
- 次に，避難のための準備を完了し，いつでも移動できる状態にしておいて下さい。最終的に移動の指示があった場合は，準備した物品を可能な限り携行して，大使館，大使公邸等の指定場所に，速やかに移動することになります。

(5) その他

ア．身分証明書の携帯義務

- ベネズエラは居住者（9歳以上の国民及び長期滞在の外国人（6ヶ月以上滞在））に身分証明書の携帯を義務付けており，警察当局は，不法入国摘発等を目的に身分証明書の提示を求めることがありますので，注意が必要です。
- パスポートや身分証明書の盗難・紛失に備え，コピーを作成したり，写真を数枚余分に準備しておくといいでしょう。

イ．伝染病等

- ベネズエラでは，デング熱，ジカ熱，マラリア等の熱帯地方特有の感染症が発生しています。その他，麻疹やジフテリアが見られます。ベネズエラは，WHOの定める黄熱病感染リスク国に該当しますので，黄熱病予防の注射を接種し，同接種証明書（イエローカード）を所持しておくといいでしょう。
- 感染病を防ぐ為の基本的な注意事項は，
 - ・ 蚊やノミなどの伝染病を媒介する昆虫，動物に気を付ける（アマゾン等の奥地を旅行する場合には，特に注意が必要）。

- ・ 生もの、生水の飲食は控える（水道の水は煮沸する）。
- ・ 万一、疑わしい症状が出た場合は、できるだけ早く医師の診断を受ける。
などです。

ウ. ベネズエラ共和国の治安機関に対する信頼度

強盗、誘拐事件等の凶悪事件に現職又は退職警察官が関与するケースは多く、また、街頭配置の制服警察官が旅行者等に因縁をついたり、金品を要求する事件も発生しています。当国では、警察官といえども信用できないことがあり、身分の確認等注意が必要です。

4. カラカス首都区内緊急通報先

(1) 各種緊急通報先 9 1 1

上記番号が、「各種警察」、「消防」、「救急車」の緊急窓口となっています。ここから、内容に応じて、しかるべき部署に連絡がいくことになっています。

(2) 病院

○ CLINICA EL AVILA

276-1111 (代表), 276-1090 (緊急)

○ CENTRO MEDICO DOCENTE LA TRINIDAD

949-6411 (代表), 949-6463 (緊急)

○ HOSPITAL DE CARACAS

508-6111 (代表)

○ POLICLINICA METROPOLITANA

908-0100 (代表), 908-0430 (緊急)

(3) 大使館連絡先

住所 TORRE DIGITEL, PISO 9, AV. DON EUGENIO Con Esquina Calle Miranda,
LA CASTELLANA, Mun. Chacao, Edo. Miranda

電話 262-3435 (代表)

FAX 262-3484

開館時間 月曜日～金曜日 AM8:30～PM0:00、PM1:00～PM4:00

執務時間外に事件や事故等の緊急事態が発生した場合は、上記代表電話番号の留守電の指示に従って下さい。

Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

(内乱、クーデター、暴動等の緊急事態のための対処マニュアル)

1. 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア. 在留・変更届の励行

在留届は、当大使館が皆様の当地滞在を把握し、安否確認等を行うための極めて有効な資料となるので、在留届を当大使館へ提出願います。また、連絡先の変更等があった際には、必ずご連絡願います。

イ. 各団体(二水会, ベネズエラ日系人・日本人連盟等)の「緊急連絡網」の整備

転居や(携帯)電話番号の変更等があった場合には、速やかに、関係団体等へご連絡の上、「緊急連絡網」の改訂・更新を依頼して下さい。

予め自分は誰に連絡をするのか確認しておいて下さい。また、出張、休暇等で、当地を一時的に離れる際には、必ずその旨、自分に連絡をくれる方(連絡網の前の方)に伝え、「緊急連絡網」が、常に機能するようにしておくことが重要です。

ウ. 大使館からの情報伝達方法

緊急事態発生の際には、大使館は、上記イの緊急連絡網を通じて、安否照会、大使館緊急事態対策本部の設置等に関する情報提供を、電話、電子メール又は大使館 HP で行いますが、電話回線が使用できない場合には、大使館無線機、あるいは「NHK ワールド・ラジオ日本」により連絡を行うことを予定しております(南米向け日本語放送 9800kHz)。

各所属企業・団体、各家庭内におかれては、緊急の連絡を誰から誰に繋ぐのか等を予め決め、平素より確認しておいて下さい。

※ なお、緊急事態発生時における安否確認については、大使館からの連絡を待つことなく、皆様方から安否等に係る情報を大使館にお寄せいただけますようご協力をお願いします。

●短波放送に関する情報 (NHKワールドラジオ日本)

URL : <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/shortwave/>

エ. 安全情報の入手

大使館では、邦人の皆様の安全に係わる情報を「安全情報」として、ホームページ(www.ve.emb-japan.go.jp)に掲載するとともに、電子メールにて配信しております。電子メール・アドレスをお持ちの方は、大使館に登録するようお願いします。

また、登録事項に変更があった際には遅延なくお知らせ願います。

(2) 一時避難場所及び緊急避難先

ア. 一時避難場所の検討

暴動、騒乱、内乱等が発生した場合には、周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、かかる事案が発生している危険な場所に絶対近づかないで下さい。

万が一、巻き込まれそうになった場合の一時避難場所について、常日頃から頭に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるか(勤務先、通勤途上、自宅等)、自分がどのような事態に巻き込まれそうか等、幾つかのケースを予め想定して、各自の一時避難の候

補地を検討しておいて下さい。なお、右候補地は、外部との連絡可能な場所を選ぶようにして下さい。

イ. 緊急避難先

大使館より、緊急事態発生時の状況に応じて、場合によっては、緊急避難先への集結を要請することがあります。緊急避難先については、カラカス及び近郊の場合には、大使公邸(住所:Qta.Maracapana, Calle Altamira, Caracas Country Club)を予定していますので、大使公邸に至るルートにつき幾つかのケースを想定して検討しておいて下さい。

また、その他の地域で大使公邸に集結することが困難な方々におかれましては、今後、同一地域の他の邦人の方々と予め協議の上、緊急退避先を検討して下さい。その際、大使館ともご相談いただくようにお願いします。

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

ア. 緊急時の持ち出し品のリストアップ

旅券、現金、貴重品等は、直ちに持ち出せるような場所に保管し、避難等に際し持ち出すものを各自リストにしておきましょう(下記3. 緊急事態に備えてのチェックリスト参照)。

イ. 非常用物資の備蓄準備

暴動等の非常事態発生時には、一定期間自宅待機が必要となることも想定されますので、2週間分位を目処に、水、食糧、医療品、燃料等必要最低限の物資の備蓄を準備して下さい。

2. 緊急時の行動

(1) 安全確保及び情報収集

自ら関連情報の把握に努めるとともに、自らの判断により状況に応じた退避や自宅待機を行うことを心掛けて下さい。

ア. 緊急事態が発生し、または発生する恐れのある場合に、大使館は邦人保護に万全を期するため、所要の情報収集、情勢判断、対策の策定等を行い、電話利用が可能な場合は、各団体(二水会、ベネズエラ日系人・日本人連盟)等が作成している「緊急連絡網」を通じて、お知らせします。

電話回線が使用できない場合には、無線機、或いは「NHKワールド・ラジオ日本」により、連絡を行うことを予定しています。

イ. 自らテレビ・ラジオ、新聞等により情報の収集に努め、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意して下さい。

(2) 国外への退避

ア. 事態が悪化し、各自または所属先の会社等の判断により、あるいは大使館からの情報

に基づき自発的に帰国もしくは第三国へ退避する場合、その旨を大使館に通報して下さい（大使館への連絡が困難な場合は、日本の外務省領事局海外邦人安全課（TEL：＋81-(0)355018160）等へ通報するように努めて下さい）。

イ．大使館が、「退避勧告」を発出した場合、一般商業便が運行している間に、可能な限り早急に国外へ退避して下さい。

一般商業便が満席で取れない場合等には、チャーター便等の手配により（これらの利用にあたっては通常は片道エコノミー正規料金の支払いが必要となります。）、あるいは、状況によっては陸路のルートを利用して退避することが必要となることもあり得ますので、大使館の指示に従うようにして下さい。

ウ．事態が切迫し、自身の判断で危険と判断した場合、または、大使館より退避または退避のための集結を要請された場合には、上記1．（2）イ．で指定した緊急避難先に集結して下さい。

その際、しばらくの間、避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、旅券、現金等とともに、可能な限り上記1．（3）イ．の非常用物資を持参するようにお願いします。

他方、緊急時には自分及び家族の生命・身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にして下さい。

（3）大使館への通報等

ア．大使館より邦人の皆様に情報を提供しますが、それと同時に邦人の皆様が入手された情報で共有する必要があると考えられるものは、随時大使館に直接または各団体を通じて通報して下さい。他の在留邦人の方の貴重な情報となります。在留邦人の間で情報の共有に努めるようにしましょう。

イ．自分や自分の家族または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及び、または及ぶ恐れがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を大使館に報告して下さい。

ウ．緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応にあたることも必要になります。大使館より在留邦人の方々にも種々のご助力をお願いすることもありますので、その際にはよろしくをお願いします。

3．緊急事態に備えてのチェックリスト

（1）旅券、身分証明書等

ア．旅券については、常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいて下さい（6ヶ月未満の場合には、大使館に切替発給の申請をして下さい）。また、旅券の最終頁の「所持人記載欄」は、漏れなく記載しておいて下さい。

なお、国外への退避に際し、ベネズエラ滞在査証の更新等のために手元に旅券がない場合には、大使館に早めにご相談下さい。

イ. ベネズエラにおける身分証明書 (Cedula de Identidad) は携帯が義務付けられていることから、その所在には常に留意しておいて下さい。

ウ. 国外に退避する場合、その時に慌てて査証申請を行っても間に合わないことが考えられます。査証を必要とする国への待避を想定している場合には、事前に当該国の査証を取得しておくことをお勧めします。

(2) お子さんを伴っての出国

2000年7月より、18歳未満の子供が外国にどちらか片方の親と旅行する場合、許可証の取得が必要となっております。弁護士等と相談し、公証人役場 (Notaria Publica) 等において手続きを行っておくことをお勧めします (公証人役場により対応が異なる場合が多々ありますが、6ヶ月有効の許可証を入手できる場合もあるようですので、弁護士等とよく相談の上手続きして下さい)。

(3) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

これらの物品は旅券同様に、直ぐ持ち出せるよう保管しておいて下さい。現金については、家族全員が10日間くらい生活できる程度の現地通貨 (米ドル) を予め用意しておくことをお勧めします。また、国外退避の場合に備えて、外貨 (退避先での諸費用等のため) の用意もお勧めします。出国する場合の航空券、出国税及び空港使用料の用意も必要です。

(4) 自動車の整備等

- 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心がけて下さい。
- 燃料は常時十分入れておくようにして下さい (燃料タンクを目盛りの半分以下にならないように心がけてください)。
- 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えおき下さい。
- 自動車をお持ちでない方は、近くにお住まいの自動車をお持ちの方と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいて下さい。

(5) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記(1)～(3)に加え、次の携行品を備えおき下さい。

ア. 衣類・着替え (長袖、長ズボンが賢明。行動に便利で、人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。)

イ. 履物 (行動に便利で、靴底の厚い頑丈なもの)

ウ. 洗面用具

エ. 非常用食糧等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食料、粉

ミルク等の保存食及びミネラルウォーターについて家族全員で2週間くらい生活できる量を準備しておいて下さい。

自宅から他の場所へ避難する際には、インスタント食品、缶詰類、粉ミルクを、また、ミネラルウォーター等を携行するようにして下さい。

オ. 医薬品等

家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏。

カ. ラジオ

NHK海外放送「NHK ワールド・ラジオ日本」等の短波放送が受信できる電池使用のもの（電池の予備も忘れないようにして下さい）。

キ. その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならばヘルメット。

IV. おわりに

ベネズエラでは、これまでも、内乱、クーデター、自然災害といった緊急事態が発生しております。緊急事態が発生した際には、大使館としては、可能な限り在留邦人の皆様に情報を提供するとともに、全力でその対応に当たりますが、そのような状況下では、まず、各人が責任をもって自己の安全対策に万全を期することが必要です。

そのためには、常日頃よりテレビや新聞で報道される犯罪やテロ事件等の状況に関心を持ち、安全対策に必要な情報収集に努めるとともに、他の邦人の方々との連絡網を機能させるために、常に、連絡を取り合う等、有事の際を想定した準備をしておくことが最も重要です。最後に、大使館では、邦人の方々の安全のために、「安全情報」等の情報提供を中心として対策を講じておりますが、皆様のご意見ご要望を頂き、より充実した安全対策を目指しておりますので、些細なことでも構いませんので、ご遠慮なく一報頂けますようお願いいたします。

以上